

中国のキリスト教禁教と日本の禁教の違いについて教えてください。

### 禁教における無偏無私アピール

中国大陸で天主教(明清時代に広まったカトリックに対する現地での呼び名)に対する禁教体制を確立したのは清朝である。その禁教にはいくつかの特色がある。1つ目は、ヨーロッパのキリスト教世界でしばしばおこったような、みずからを「正統」と位置づけそれと異なる宗派を「異端」として弾圧したのとは大きく異なるという点である。これは天主教への対応に限らず、たとえば最終的に禁教体制を確立した清朝第5代雍正帝は、しばしば儒教・仏教・道教の三教一致を説いたが、見方や心が異なる(「異見」「異心」)からといって、いずれか一教がほかの二教を「異端」として排除しようとするのを、狭量な「私心」による振る舞いとして批判している(1733年の上諭)。

天主教への対応に関しても、このような態度は明らかである。雍正帝はその治世初年に、閩浙総督(福建と浙江の一带を管轄)のマンポー(満保)からの上奏を批准し、暦の維持や改訂に必要な西洋天文学および数学の知識、ロシアなどとの交渉に必要な多言語能力、宮廷画家としての技能など、王朝運営に必要な技芸をもつ西洋人以外はすべてマカオに送って追放処分とし、現地人の入信も厳禁することとした。注目すべきは、その翌年に両広総督(広東と広西の一带を管轄)の孔毓珣が、天主教は「中国の聖人の道」つまり儒教とは別物であり、民衆が軽々に信じみだりに従うのは宜しくない<sup>こくいくしゆん</sup>と批判したのに対し、雍正帝が「朕はとくに西洋の教えを憎んでいるわけではなく」つまり前年のみずからの決定は天主教の「教え」の異質性に起因するわけではなく、「ただ中国にとってあまり益するところもないので、衆議に

従ったにすぎない」と述べ、とくに「衆議」という言葉で無私無偏であることを強調した点である。

これに対し日本では、豊臣秀吉による「伴天連追放令」は日本を「神国」とする立場からきりしたんを「邪法」とし、「異質性と他者性」によって排除する①という論理をとり、徳川幕府による「伴天連追放令」は禅僧の金地院崇伝によって起草され、やはりきりしたんを「正宗」とは異質な「邪法」②と断じ、教えの異質性を排除の根拠としたとされる。

### 明清両朝における消極的態度

2つ目の特色は、明確な禁教令に至るまでのあいだ、宣教師および天主教に対する王朝の取締りが、大部分において消極的(少なくともそのようにみえる)という点である。たとえば清朝第4代康熙帝の治世である1690年、山東省で天主教に対する教案(弾圧事件)が発生した。教会建設用の場所をさがしていた宣教師に、ある現地住民が廃屋を売り、それに不満をいだいた親族がこの住民を「邪教」に従って人々を欺いているとして訴え、これに呼応した現地の官僚がこの住民らを逮捕し、宣教師に役所に連行して尋問したのである。当時北京宮廷に仕えていたイエズス会宣教師トメ・ペレイラは、康熙帝に救済を求めた。これにこたえて康熙帝は山東省をおさめる満洲人巡撫に対応するよう指示し、帝の意向を受けた巡撫は「西洋人の学問は真っ当であり、断じて不義をはたらくようなことはない」とし、彼らが購入した場所は元通り教会を建てて居住してよいとし、ならず者が侵入して騒ぎをおこすことを厳禁した③。

じつはこの決定は、かなり宣教師側に歩み寄ったものである。なぜならさかのぼること康熙帝が親政

を開始した1669年、西洋人がみずから天主教を信仰するのはよいが、各地に教会を建てて人々を宣教させるのは厳禁するという上諭がくだされていたからである。先代の順治帝のとき、西洋天文学の知識によってイエズス会宣教師のアダム・シャルが欽天監(天文観測と曆編纂をおこなう部署)の長官に抜擢され、西洋天文学を導入した曆が採用されると、これに反発した民間知識人の楊光先は、西洋天文学とは対照的に廃止の憂き目にあっていて回科(欽天監のなかでイスラーム天文学を専門とした部門)の役人と組んで、宣教師批判を繰り広げた。康熙帝に代替わりし、まだ輔政大臣による摂政政治がおこなわれていたとき、楊光先らの運動は功を奏し、アダム・シャルは死刑を宣告され(結局免じられた)、欽天監で天主教信者となっていた官僚も斬首に処され、逆に楊光先らが欽天監のトップに抜擢された。このとき全国の宣教師は追放処分となりマカオに送られ、現地人の入信も禁じられた。結局、親政を開始した康熙帝の前で宣教師フェルピストが西洋天文学の精度を証明し、逆に楊光先側の精度が劣ることが露呈し、一転して宣教師が欽天監に返り咲き、楊側が処罰された。重要なのは、その際に天主教の宣教や入信の禁止はとかれず、継続することが明言された点である。これをふまえれば、前述の1690年の山東教案で宣教師や信者は嚴重に処罰されてもおかしくなかったのである。

典礼問題で康熙帝の態度が硬化する以前は、このような宣教師側への歩み寄りがかなりみられるが、そのおもな理由は、前述した宣教師の「技芸」が王朝運営にとって不可欠とみなされたことにある。

### 康熙帝が追放したのは「イエズス会以外」か？

なお清朝が明確な禁教政策を打ち出すに至った大きなきっかけは典礼問題といわれる。イエズス会のマテオ・リッチは、儒教の経書に現れる「天」や「上帝」をキリスト教の神(デウス)に通じる概念とし、孔子や祖先に対する祭祀への参加を現地信者に許容するなど、現地の慣習や考え方に適応しようとする宣教方針を確立したが、この方針はリッチの死後まずイエズス会内部で論争の種となった。さらに他修道会からも多くの批判を呼び、論争はカトリック世界全体に波及した。最終的に教皇が適応方針を禁じ

た命令が、教皇特使によって清国内の信者をも対象とするかたちで発布されたが、康熙帝はこれを内政干渉としてはねつけ、国内の西洋人の滞在要件を厳格化し、1720年には教皇特使メッザバルバを通じて教皇に対し国内での天主教宣教の禁止を通達するに至る。

奇妙なことに、このとき康熙帝が「イエズス会以外」の滞在を禁じた(=イエズス会にのみ許可した)とする説明が、現在まで、日本の主要各社の高校世界史の教科書や参考書、さらには一般向けの世界史概説書や歴史学事典において受け継がれてきた。山川出版社に関しては、現行の世界史教科書では問題の記述が無くなっているものの、たとえば2004年発行の『詳説世界史 改訂版』(世B575)では「康熙帝は、これに反発してイエズス会宣教師以外の布教活動を禁じ」(p.194)と書かれていたし、教科書ではないが同社発行の『世界史用語集』の「典礼問題」の項目では「康熙帝はイエズス会以外の宣教師を国外退去させた」という説明が現行版(2023年)にもみられるなど、康熙帝が特定の修道会に滞在を許可し、それ以外に禁じたという叙述の「伝統」の形成に深く関与してきたといわざるをえない。

こうした叙述をめぐる問題および関連史料については、近日中に論考を発表する予定だが、先取りして簡単に述べておくと、管見の限り、康熙帝が特定の修道会にのみ滞在を許し、それ以外に対して禁じたなどとする史料は見当たらない。逆にフランシスコ会などの宣教師が康熙帝から滞在許可を得ていたことが史料からわかるのである。康熙帝にとってはリッチ式の適応方針ののって現地の慣習に従い、無用な騒擾を引きおこさなければ、所属がイエズス会であろうと他会であろうとかまわないし、逆もまた然りだったであろう。むしろ宣教師が出身国や修道会ごとに分裂して争い平穩を乱すのを、康熙帝がたしなめる場面すらあったのである。

① 東馬場郁生『きりしたん受容史——教えと信仰と実践の諸相』(教文館、2018年)、p.209~210。

② 同上、p.216~217。

③ 呉伯姪『康熙帝三帝と西学東漸』(宗教文化出版社、2002年)、p.131~134。

(にい・ようこ/大東文化大学文学部准教授)